

食中毒注意報発令実施要領

第1 目的

食中毒が発生しやすい気象条件が成立し、食中毒の多発が予想される場合に食中毒注意報（以下「注意報」という。）を発令し、県民及び食品取扱者に対して、食品衛生に関する注意を喚起することにより食中毒の発生を未然に防止するとともに、あわせて食品衛生に対する関心の高揚を図ることを目的とする。

第2 注意報の発令

- 1 注意報は、毎年6月16日から9月15日（以下「注意報発令事務期間中」という。）までの間において、原則として次の各号の一に該当する場合に県民生活部長が発令する。
 - (1) 気象観測資料により、別表1に定める「食中毒注意報発令基準」に適合する場合
 - (2) 発令者が、特に食品の取扱い及び食品衛生に関する注意を喚起し、食中毒の発生を未然に防止する必要があると認めた場合。
- 2 注意報は、午前10時30分から午前11時30分までの間に発令するものとし、発令時から48時間経過するまでの間継続し、その後は自動的に解除する。日曜日、休日については、その前日に長崎地方気象台が提示する翌日の気象予報を確認のうえ、「食中毒注意報発令基準」に適合すると予測される場合は、日曜日、休日の前日に発令する。なお、さらに延長する必要があるときは再度発令するものとする。

第3 注意報の発令区域

注意報の発令区域については、県内全域を原則とするが、特に気象観測値が観測地点区域に限定して「食中毒注意報発令基準」に適合する場合は、その区域について発令する。

発令区域は次のとおりとする。

- (1) 県内全域
- (2) 県南部、五島地域（長崎市、西彼、県央、県南、五島、上五島保健所管内）
- (3) 県北部、壱岐、対馬地域（佐世保市、県北、壱岐、対馬保健所管内）

第4 注意報発令業務

- 1 県民生活部においては、注意報発令事務期間中に次の事務を行う。
 - (1) 注意報発令に必要な気象観測資料（前日の最高気温、平均湿度、不快指数及び当日の予想最高気温）は、長崎地方気象台等の観測値の気象データから収集する。
 - (2) 注意報発令基準に該当するときは、ただちに発令を決定（別紙様式1）し、その旨を発令区域内保健所、関係部課、県教育委員会、（公社）長崎県食品衛生協会及び報道機関等に対して別表2に定める連絡系統により連絡する。
- 2 保健所においては、注意報発令の通報を受けたときは、ただちに別紙様式2の食中毒注意報発令受信表に記録し、次の業務を行う。
 - (1) 関係機関への通報
注意報発令の日時、食品取扱上の注意等を各地区の食品衛生協会、その他関係機関に連絡し、地域住民等に周知徹底を図る。
 - (2) 食品取扱者に対する広報及び指導
旅館、仕出し屋等の飲食店、集団給食施設等に周知徹底し、また必要に応じてこれらの施設の監視指導を行う。
 - (3) 地域住民に対する広報
注意報発令中、食品衛生監視車等により食中毒の発生防止に関する広報活動を行い事故防止の徹底を図る。

別表 1 食中毒注意報発令基準

気象条件が、次の2項目（特に気温、湿度）以上の数値に達し、食中毒の発生のおそれがあると予想される場合

気象条件 月別		気温（最高）	湿度（平均）	不快指数
		前日の観測値及び、当日の予想	前日の観測値	前日の9時、15時の最高値
6月	中下旬	27 以上	80 %以上	80 以上
7月	上中旬	27 以上	80 %以上	80 以上
	下 旬	30 以上	80 %以上	80 以上
8月中		30 以上	80 %以上	80 以上
9月	上中旬	28 以上	80 %以上	78 以上

別表2

食中毒注意報発令時の連絡系統

